

# 重 要 事 項 説 明 書

## (障害者総合支援居宅介護サービス)

医療法人社団長寿会

### 1. 事業所の概要

事業所名	ヘルパーステーション長寿会		
事業所所在地	広島市安芸区中野東6丁目3番36号		
事業所番号	3410100691 (移動支援 3460100690)		
障害福祉サービス種類	居宅介護(身体介護 家事援助等) 重度訪問介護 移動支援		
管理者及び連絡先	管理者	大谷 幸恵	
	連絡先	電話	082-554-4784
		FAX	082-892-4000
通常のサービス提供地域	① 広島市安芸区 ② 安芸郡海田町		

### 2. 事業所の職員体制

職 種	資 格	常 勤	非常勤	計
管理者(サービス提供責任者と兼務)	介護福祉士	1		1
サービス提供責任者	介護福祉士	1		1
サービス提供責任者	介護福祉士		1	1
居宅介護事業従業者	介護福祉士		6	6
居宅介護事業従業者	ヘルパー 1級		1	1
居宅介護事業従業者	ヘルパー 2級		5	5

### 3. 営業日及び営業時間

月	火	水	木	金	土	日	祝
○	○	○	○	○	○	△	○

8:30~17:30

但し、年末年始12/31~1/3はお休みとさせていただきます。

### 4. 運営方針

- ① 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めます。
- ② 可能な限り利用者の有する能力に応じて、自立した日常生活が営めるよう支援します。
- ③ 事業の実施にあたっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

### 5. サービスの内容

- ① 家事援助：炊事、洗濯、掃除、買い物など(大掃除など日常的にしないことは除きます)
- ② 身体介護：食事介護、トイレ介助、おむつ交換、入浴介助・清拭、体位交換、通院の介助等
- ③ 重度訪問介護：全身性障害がある方など、日常生活全般に常時介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事の介護等を行います。
- ④ 移動支援：自己判断が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な

支援、外出時における移動中の介護等を行います。

## 6. 利用料金

- ① 障害者総合支援法に基づく居宅介護給付費等が支給されます。障害者総合支援法に基づく居宅介護給付費等は、本事業所が代理受領いたしますので、利用者は受給者証の記載内容に基づき、利用者負担額をお支払いいただきます。
- ② 事業者の代理受領を行わない場合（償還払い）は、市町村が定める障害者総合支援法に基づく介護給付費等基準額の全額を一旦お支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。「サービス提供証明書」と「領収証」を添えてお住まいの市町村に申請すると障害者総合支援法に基づく介護給付費が支給されます。
- ③ 利用者の身体的理由により1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合であって、同時に2人のヘルパーによってサービスを提供した場合は、2人分の料金をいただきます。

- ④ 材料費など、サービスの提供に応じて必要な材料費・光熱費などは利用者の負担となります。尚、買い物にかかる交通費は1kmあたり（四捨五入）30円の利用者の負担となります。

### ⑤ 初回加算 200単位/月

新規に居宅介護計画書を作成する場合、初回に実施した居宅介護と同月内にサービス提供責任者が、自ら居宅介護を行う場合又は他の居宅介護員等が居宅介護を行う際に同行訪問した場合。

### ⑥ 緊急時対応加算 100単位/回（月2回まで）

利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の居宅介護員が居宅介護計画にない居宅介護（身体介護）を行った場合。

### ⑦ その他の料金

通常の営業地域以外にお住まいの方に対して居宅介護サービスを提供する場合、事前にご了承いただいた上で下記の交通費を請求いたします。

- ・公共交通機関を利用する場合 合理的な経路に基づく実費
- ・自動車を利用する場合 路程1km当たり30円を実費として徴収（片道）

### ⑧ キャンセル料

利用者の都合により急なキャンセルの場合は（サービスを中止する場合）次のキャンセル料をいただきます。

利用者の病状の急変など緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

キャンセルが必要となった場合は至急ご連絡ください。

連絡先： TEL（082）554-4784

利用日の前日に連絡があった場合	無料
利用日の前日までに連絡がなかった場合	一律 1000円

## ⑨ 請求・支払方法

- ・毎月末日までの料金を翌月 10 日までに請求いたします。請求した日から 20 日以内にお支払い下さい。お支払いを確認したのち領収書を発行いたします。
- ・お支払方法は現金払い又は銀行自動引き落とし、どちらかにさせていただきます。

## 7. サービスの利用方法

直接電話でお申込み下さい。その後、職員がお伺いいたします。契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

## 8. 緊急時の対応

居宅介護サービスの提供を行っているときに、利用者に病状等の急変が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

## 9. 事故発生時の対応

事業所は、利用者に対する指定居宅介護事業等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係わる居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じます。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

## 10. 虐待の防止のための措置に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待などの防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の設備
- ③ その他虐待防止のために必要な措置
- ④ 事業所はサービス提供中に、当該事業所従業者または養護者〔利用者の家族等障害者を現に養護する者〕による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

## 11. 守秘義務と個人情報保護

事業者及び居宅介護事業従事者は、本契約によるサービスを提供するにあたって知りえた利用者や家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示する事はありません。また、職員が退職した後も第三者に漏らすことはありません。

## 12. サービス内容に関する苦情

苦情、相談窓口

安芸区障害者相談支援事業所	(082) 892-1601
広島市健康福祉局障害福祉部障害自立支援課	(082) 504-2148
広島市健康福祉局障害福祉部障害事業者指導	(082) 504-2841

利用者からの苦情を処理するために講ずる概要は別紙の通りです。

1.3. 当法人の概要

名 称 医療法人社団長寿会

代表者名 理事長 畑野 栄治

所 在 地 広島市安芸区中野 5 丁目 13-30

電 話 082-893-3636 FAX 082-892-4000

利用者からの苦情を処理するために講ずる処置の概要

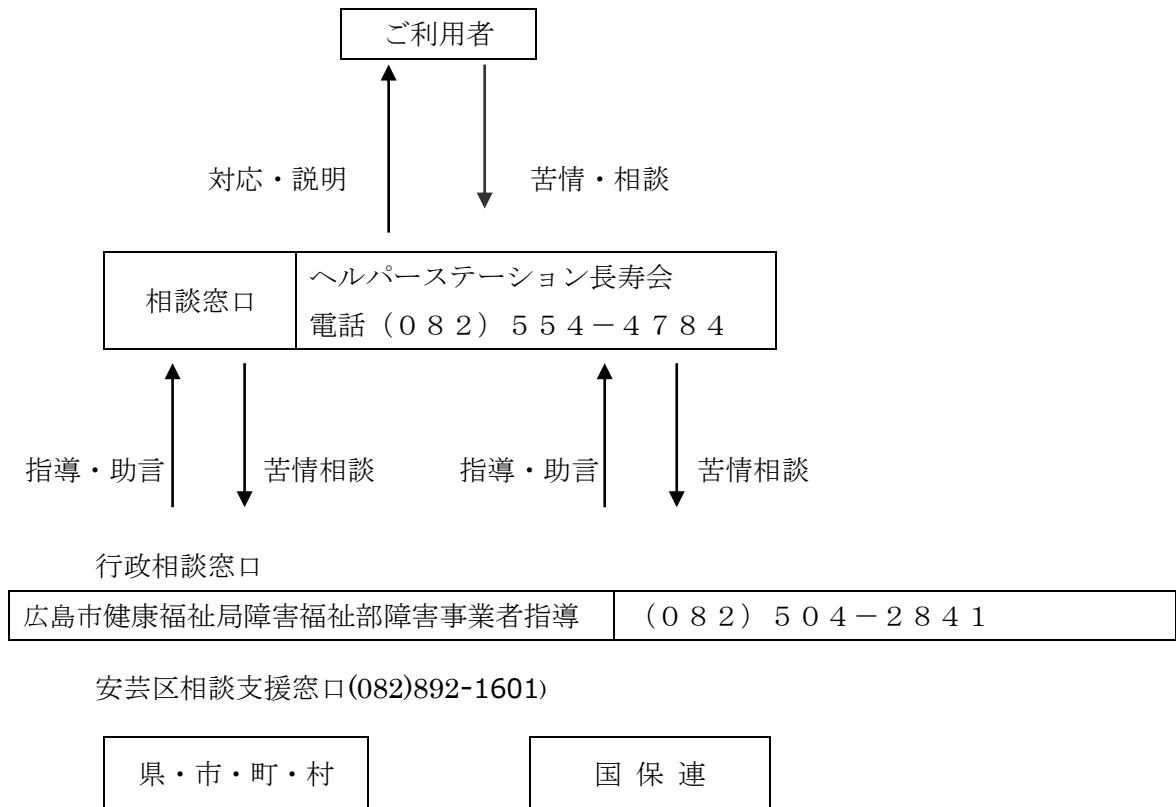
事業所・施設名	ヘルパーステーション長寿会
サービス種類	居宅介護（身体介護 家事援助等） 重度訪問介護 移動支援

処 置 の 概 要

1 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置

常設の連絡先 老人保健施設せのがわ内  
 電話 082-820-2100  
 担当 事務長 広田 正憲

2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順



- ① 相談者から直接(面接又は電話による)話を聞き、苦情内容の把握及び事実関係の調査を行い、今後の対応について検討し、相談員等と常時連絡を取りながら取り組みます。
- ② 県市町村又は、国保連合会と連携を取りながら苦情の処理に取り組みます。
- ③ 各担当者へ連絡し、事実確認を行い対策・対応します。
- ④ 苦情報告書に記録し、チェック・フォローの励行に努めます。

14.提供する第三者評価の実施状況について 実施（なし）

説明確認欄

居宅介護サービスにあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明いたしました。

事業所

事業所名 ヘルパーステーション長寿会  
所在地 広島市安芸区中野東6丁目3番36号

説明者

令和 年 月 日

上記内容についての重要事項の説明を受け同意しました。サービスの提供を申し込みます。

契約者

代理人

住所

住所

氏名

氏名

(本人との続柄

)